

社援発 0328 第 19 号
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

・社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005007号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 <u>第十三次改正、第十四次改正</u> 省 略 <u>第十五次改正</u> <u>社援発0328第19号</u> <u>令和7年3月28日</u>	社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 <u>第十三次改正</u> 省 略 <u>第十四次改正</u> <u>社援発0913第2号</u> <u>令和6年9月13日</u>
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて

改 正 後	現 行
標記の国庫補助金の交付については、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第１００５００３号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成１７年４月１日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成１６年１２月６日雇児発第１２０６０１０号、社援発第１２０６０２１号、老発第１２０６００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。	標記の国庫補助金の交付については、平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第１００５００３号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成１７年４月１日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。 なお、平成１６年１２月６日雇児発第１２０６０１０号、社援発第１２０６０２１号、老発第１２０６００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

改 正 後	現 行
第1 スプリンクラー設備 1 対象事業 (略) 2 対象施設 (略) 3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>26,300円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>50,300円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。 なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設にあっては、交付要綱の別表4 - 5に定める額とする。 (以下略)	第1 スプリンクラー設備 1 対象事業 (略) 2 対象施設 (略) 3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>25,200円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>48,100円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。 なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設にあっては、交付要綱の別表4 - 5に定める額とする。 (以下略)